

平成 18 年 2 月 6 日

[適用指針]

企業会計基準適用指針公開草案第15号

■ 名 前 : 公認会計士 横山 明-----
■ コメント:

企業会計基準適用指針公開草案第 15 号

「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理(案)」のコメント

適用範囲第2項では、「本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)について適用する。」とされていますが、「物価連動国際」を組み込んだファンドの会計処理も含むのでしょうか?適用範囲を、具体的かつ明瞭に記載すべきです。

日本の物価連動国債ファンド・DKA 物価連動国債ファンド(「[DKA 物価連動国債ファンド目論見書 2005 年 12 月](#)」・・・証券取引法 13 条に基づく)

参考:

「[物価連動国債ファンドの年次報告書](#)”the Annual Report for the American AAdvantage Treasury Inflation Protected Securities Fund for the period from June 30, 2004 (inception of the Fund) through December 31, 2004”」・・・米国会計基準による適正意見(監査報告書)が添付され、物価変動国債の米国会計基準による会計処理、税法の取り扱いを開示している。→物価連動国債の取得価額と公正価値の評価差額は未実現損益として資本の部(純資産 Net assets)に区分経理している。単純で常識的な会計処理である。

[ニューヨーク証券取引所に上場した Western Asset/Claymore の米国物価連動国債のファンド](#)・・・[SEC登録の年次報告書](#)